歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成21年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験期日

実地試験 平成22年2月28日(日) 午前9時から午後4時30分まで

学説試験 平成22年3月1日(月) 午前9時から午後3時まで

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館

3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、 小児歯科技工学及び関係法規

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者(平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者 (平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、 厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 5 受験願書の受付期間

平成22年1月8日(金)から同月18日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年 1 月18日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課

- 7 受験願書の添付書類
 - (1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成22年3月9日(火)までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科 技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に シギ の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成22年3月15日(月)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示する とともに、合格者には合格証書を交付する。

10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

- (1) 開示請求できる者 受験者本人
- (2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの (顔写真がはり付けられているものに限る。)
- (3) 開示内容 科目別得点及び総合得点
- (4) 請求場所 鳥取県福祉保健部医療政策課

11 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医療政策課(電話0857-26-7173)に照会すること。